

駐車監視員活動ガイドライン

(令和7年4月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

- ※ 重点地域以外の場所においても、110番通報等による駐車違反の取締り要望があれば、放置車両の確認や確認標章の取付けを行います。
- ※ 自動二輪車や原動機付自転車等二輪車の放置車両についても、確認と確認標章の取付けを行います。

重点地域

地 域	重点時間帯
◎ 豊前田・グリーンモール地区 竹崎町、豊前田町、細江町、新地町、長門町、上条町、春日町、丸山町、東大和町1丁目、岬之町	9時～22時
◎ 唐戸地区 唐戸町、中之町、赤間町、阿弥陀寺町、幸町、宮田町、南部町、あるかぽーと	
◎ 勝山地区 秋根本町1丁目・2丁目、秋根西町1丁目・2丁目、秋根新町、秋根北町、秋根南町1丁目、一の宮町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、一の宮学園町	
◎ 山の田地区 大学町、生野町、山の田本町、山の田東町、山の田西町、山の田中央町、山の田北町、幡生宮の下町	

山口県下関警察署